

津幡町選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（町議会の解散、町議会議員、町長、副町長、町選挙管理委員及び町監査委員の解職の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年1月26日

津幡町選挙管理委員会

10, 410人